

## 多子世帯への取組みの現状について

中野区における多子世帯の現状及び取組みについて取りまとめたので報告する。

### 1 多子世帯数について

平成31年1月1日時点での住民基本台帳情報から、平成31年3月末時点で満7歳未満、満16歳未満の子どもを抽出し、同一世帯における多子世帯を把握した。

#### (1) 未就学児童の現状

7歳未満の子どもの数 15,077人  
7歳未満の子どもがいる世帯数 11,849世帯

子どもの数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
世帯数	8,814	2,848	182	4	1	0

2人以上の子どもがいる世帯 3,035世帯 (25.61%)  
3人以上の子どもがいる世帯 187世帯 (1.58%)

#### (2) 義務教育までの児童の現状

16歳未満の子どもの数 30,491人  
16歳未満の子どもがいる世帯数 20,491世帯

子どもの数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
世帯数	11,947	7,217	1,212	103	10	2

2人以上の子どもがいる世帯 8,544世帯 (41.70%)  
3人以上の子どもがいる世帯 1,327世帯 (6.48%)

### 2 中野区における多子世帯に対する取組みについて

#### (1) 第2子から支援が行われているもの(年齢により対象は異なる)

- ア 私立幼稚園就園奨励費補助金の増額
- イ 児童扶養手当の加算
- ウ 保育園の保育料減免制度
- エ 保育園入所調整における優先
- オ 学童クラブ保育料減免制度 等

(2) 第3子から支援が行われているもの

ア 児童手当の増額

3 他自治体における多子世帯支援の取組み事例について

特別区で実施している取組みで、中野区で未実施の主な取組みの例は、以下のとおりである。

(1) 一時保育の利用料の減免

同日に、きょうだいで一時保育を利用する場合に、2人目以降の利用料を減額する。

(2) 子育てを支援する商品券等の交付

ア 0～2歳児に交付する子育てを支援するための商品券について、第3子以降（小学生以下）の場合に通常より上乗せで交付する。

イ 第3子以降の出生や入学等に伴い、祝金の支給やお祝品（商品券等）を交付する。

ウ 第3子以降の出産費の一部を助成する。

(3) 住宅関係の支援

ア 区営住宅の入居抽選において、同居親族内の児童数により優遇した抽選を行う。

イ 18歳未満の児童が3人以上の世帯の区民住宅使用料を減額する。

ウ 18歳未満の児童が2人以上いる世帯が、区内民間賃貸住宅から転居前より基準以上の広い区内民間賃貸住宅に転居した場合に費用の一部を助成する。